

第十二章 登壇労働者生活改善会 海老原利勝

今晚ハ吾々ノ腹ヲ決メル大會ヲアル今回私達ハ地区トノ連絡カ不充分アリ一定ノ職場カナイ為メニ皆サンヨリハ立後レノ感カアル事ヲオ記ニスル 上木局ノオ方ハ吾々登録労働者ノ行動ハヨリ知ワテ居ル 過去ノコストライキレテハ多クノ犠牲者ヲ出シタ筈々 市當局者ノ分離的政策ニ對シ吾々 登録者ハ激怒シテ居ルカラ今後ノ同盟本部指令ト併行シテ行動スル事ヲ誓フモノテアル

第十三章 植野逸藏

昭和九年争議ニ依ル山下案ニ依リ四十万円其他ヲ獲得シタカ物價ノ騰貴ニ依リ吾々ノ生活ハ一日ト生活カ急迫シテ来ルノテアル 吾々ハ飽迄モニ割斗争ニ結果シテ邁進セネハナラヌ云々

第十四章 東交新谷支部長 井川清行

東交ニ河島支部ハ徳健ニ結成サレテ居タ也 御用組合ニ持ツテ行カレヨウトシテ居リ毎日賃上要求ヲ會社ニ提出シテ居リ吾々ノ要求ハ全市労働者ニ及ヒソ、アル

今後吾々ハ過去ノ斗争ニ願ミテ新戦術ヲナケレバナラナイ 今後ハ益々結束ヲ固メ要求獲得ニ協力セラレタシ

- (1) 決議朗讀 (別記三) 保坂高教
- (2) 閉會ノ辞 (東交ニノ輪) 柳田豊茂

前辯士ニ依リ既ニ吾々ノ態度ハ決定シテキルノ如 現在ノ行動ヲモントハツキリトヤリ飽迄モ斗争ハ、

注意 今又帝都ヲ (注意)

吾々ノ要求貫徹セヌ場合ハ帝都ヲ 帝都ヲ暗黒 (中止)

尚論旨ヲ進メントシタルニ付 檢束ス

以上